

結核対策の包括的見直しについて（意見）

〔平成14年7月26日〕

〔厚生科学審議会感染症分科会〕

当分科会結核部会は、結核対策について、平成12年結核緊急実態調査結果等に基づく結核及び結核対策を取り巻く状況の変化を踏まえ検討を行ってきた。同部会においては、ワーキング・グループを活用しつつ、平成13年7月より計6回にわたる審議を重ね、14年3月20日には報告書を取りまとめ、当分科会は4月5日にその報告を受けた。

更に同報告において両案併記されたツベルクリン反応検査の取扱について検討を進めるため、当分科会感染症部会及び結核部会の下に共同調査審議に係る合同委員会を設け、5月1日及び5月29日に集中的な審議を行い、当分科会は6月5日にその報告を受けた。

結核部会報告「結核対策の包括的見直しに関する提言」及び合同委員会報告書は、結核対策の包括的見直しであり、集団的・一律的対応から個別的・リスク別対応へ大きな方向転換を含む内容となっている。当分科会においては、我が国における今後の結核対策の方向として基本的に適当であると考える。なお、当分科会として、これら報告書の内容を具体化するため、追加意見を下記のとおり取りまとめたので併せて留意されたい。

今後、厚生労働省においては、結核の制圧に向けて所要の施策の推進に努められたい。

記

- 1 結核部会報告には様々な提言が盛り込まれており、結核予防法の改正を視野に入れた対策の具体化方策を検討しなければならない。これに当たっては、法律改正を経なければ実現できない事項と法律改正によらず早急に対応が可能な事項とに分け、後者についてはその速やかな実施を図るべきである。特に、小学一年及び中学一年時のツベルクリン反応検査及びBCG接種については国民の関心が高いことから、中止に向けての明確な方針を示すべきである。
- 2 厚生労働省は、結核部会や厚生労働科学研究班等の意見を聴取しながら、新しい結核対策の技術指針等の整備や新しい結核対策の啓発を進めるべきである。

3 我が国における結核は、感染者数、死亡者数等において国内最大の感染症であり、更に近年の改善は横ばい状態であるため、今後とも、BCG接種や健康診断、医療の提供等による総合的対策の効率化、重点化を通じて、結核を公衆衛生上の脅威ではなくす努力を継続する必要がある。当分科会は、感染症法の見直しに着手したところであるが、結核予防法の感染症法への統合は、現在の結核の状況を踏まえると将来的な課題であり、現時点では時期尚早であると考える。